

吉野林業(通)株式會社

吉野林業(通)株式會社
 代表取締役社長 吉野 吉雄

別紙

専 業 書

今般派等ハ左記ノ様式ヲ要求ス
 一 会社規定ノ解雇手當ヲ支給スルコト
 二 予告手當トシテ月給十四日分ヲ支給スルコト
 三 解散手當トシテ月給十ヶ月分ヲ支給スルコト
 四 手當解散金ノ費用ヲ支給スルコト
 昭和五年九月三日

南條茂林業株式會社 兼 職 員
 岡本一敏 労働者 組合

吉野林業株式會社 代表取締役 吉野 吉雄 殿

別紙

住友

吉野

中務



南條茂林業

吉野林業株式會社ハ、先づラフテ重役ノヤリ方を
 テマテイ制ニキニ一層しりし。
 初達ハ右会社側ニ南條茂林業を代表シテ續テ居るため
 なく、交渉致しまし、吉野社長や役員等ハ最初云
 言をくつ、手當金上トシテ南條茂林業ノ移り入ルハ東支店
 重役水村幸吉に當リ治してしまふ手當金へ前々ある所
 御受取！ 南條茂林業ハ、先づラフテ重役ノヤリ方を
 代表シ、南條茂林業株式會社ハ、先づラフテ重役ノヤリ方を
 代表シ、南條茂林業株式會社ハ、先づラフテ重役ノヤリ方を